

## （仮称）自治基本条例の検討における意見

## 1. （仮称）逗子市自治基本条例のワークショップ等まとめ素案（300210暫定版）での位置づけ

（総合計画）

第24条 市長は、この条例の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本的な方向を示す計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとします。

2 行政の各分野における政策を定める計画の策定及び変更にあたっては、総合計画と整合を図らなければなりません。

3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を公表するものとします。

## 2. 市民参加WSでの意見

- ◆ まちづくりビジョン：市長はまちづくりの理想像を市民に示すべき。長期展望を持って、市のあるべきビジョンを示すこと。
- ◆ 第3項中「公表するもの」とあるが、今後の展望も提示してほしい。
- ◆ 次の条文に差し替える。

（総合計画）

第 24 条 市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。

4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に則するように努めなければならない。

### 3. (仮称) 自治基本条例検討会における意見

- ◆ 少し“昔の名前で出ている”ような印象を持った。もう少し、第3世代の自治基本条例としての議論を踏まえた書き方が必要で、削ってしまうわけにはいかないが、少し新しい発想を取り入れることができるといいと思う。
- ◆ 総合計画の中で自治基本条例の理念、人が資源ということや逗子市の公共性について書かないといけないので、その根拠として規定されていた方がいいと思うが、確かに“昔の名前”だと思う。

#### <市長コメント>

- ◆ 新しい仕組みにより総合計画の進行管理を始めているが、これもある種の民主的統制のルールであり、どうやったら行政を効率的に機能させるかということである。
- ◆ 総合計画条例に込めている趣旨は、計画行政の住民コントロールの仕組みである。これまでの流れは、どちらかというところトップダウンで、行政が課題を抽出し、それを整理して計画に落とし込むということだったが、今は個別計画、基幹計画、総合計画というピラミッドの進行管理システムを構築し、それを徐々にレベルアップしていっている。それにより、策定プロセスがボトムアップとなり、市民が常に関わりながら計画が策定されている中で、ある意味、市長が市民に対し計画を実施する義務を負っていると言える。そういう仕組みを総合計画条例できちんと位置づけたいと思う。
- ◆ 総合計画はテーマ型だが、そこに住民自治協議会の個別地域計画ができてくるので、それと総合計画がリンクして、総合計画の住民コントロールと地域自治の住民コントロールを上手くクロスオーバーさせて、全体として総合計画の中で進行管理させていきたいと考えている。今はまだ、総合計画のテーマ型と住民自治のエリア型が分かれているので、今後クロスオーバーする段階に進みたいと思っている。それをそれぞれの個別条例や計画の仕組みの中で、住民がコントロールをしながら市長がどう運営するか、また適正なチェック機能を盛り込むといった仕組みである。